

特集：東洋大学・フィレンツェ大学歴史文化遺産保全プロジェクト ～法制度編

中 挾 知 延 子*

東洋大学とイタリア中部トスカーナ地方にあるフィレンツェ大学は、今年2016年に大学間協定を結び、多様な分野からより多くの教員間で研究教育交流を進め、学生間で交換留学を活発に行っていくことに向けて出帆したところである。このような流れの中で、9月初旬に国際地域学科中挾ゼミナールの3年生7名と国際地域学研究科の院生1名が、中挾の引率で10日間フィレンツェを訪れた。訪問の主たる目的は、学生にとってはフィレンツェの歴史文化遺産を肌で感じて、この中世の趣を現在まで持ち続けている美しい町の持続可能な文化遺産保全の取組を学ぶことであった。教員にとってはフィレンツェ大学の教員と研究セミナーを通じて、将来の共同研究の可能性について議論を進めていくことであった。それがタイトルにある「東洋大学・フィレンツェ大学歴史文化遺産保全プロジェクト」である。

持続可能な文化遺産保全と一口に言っても、さまざまなアプローチが考えられる。今回のセミナーでは、その一つとして法制度に焦点を置いた。文化遺産を保全していくにあたって、法律は切っても切れない関係にある。フィレンツェ大学法学部の教員とセミナーを行い、意見を交換することで実りある研究交流を修めることができた。セミナーでは法制度についての発表が行われた。発表の詳細は次頁以降の研究報告に掲載されている。はじめに、Landini 准教授から文化遺産保全についての法制度の概要が説明された。文化遺産のタイプや法制度の公開ソースを含めて、文化の保全に関する倫理や持続可能性についての課題が提起された。次いで、ポスドク研究者である Rizzuti 氏から、文化遺産についての相続に関する法律について発表があった。特に氏からは、heritage と inheritance の重要な区別が指摘され、それに伴う法律学的観点からの相違が豊富な実例も挙げて述べられた。再び Landini 准教授から、イタリアにおける知的財産法の説明があった。最後に博士候補生の Romano 氏が、文化遺産の著作権について多くの興味深い例を示しながら、知的財産法のミッションについての研究成果を報告した。氏は文化遺産保全におけるいくつかの代表的な著作権モデルや新しい法政策も紹介した。メインテーマである法制度ではないが、東洋大学の中挾からは、国際地域学科における持続可能な地域開発の研究のミッションについて説明を行い、コミュニティやその中でのコミュニケーションの重要性を報告した。

以降の頁から、セミナーで報告のあった中で、法制度についての Landini 氏、Rizzuti 氏そして Romano 氏の研究報告を掲載する。今後も双方の大学でより活発に歴史文化遺産保全プロジェクトを進め、多様な学問分野の視点から学術的成果を産み出していきたいと考える。